

平成29年施行の育児介護休業法改正への対応はお済みですか？

育児介護休業法の改正対応/くるみん・えるぼしの認定と活用

- ☑ 育介法の10月の改正点は？何をしたらよいのか？
- ☑ 実は1月改正もまだ対応できていない…
- ☑ 両立支援企業として、国の認定を受けて企業アピールしたい

こんな企業様に
おすすめ！！

平成29年1月・10月に育児介護休業法が改正され、企業は仕事と育児介護の両立支援が求められています。子育て支援等を充実させた企業が国の認定を受け認定マークを取得しますと、融資の優遇を受けたり広告や求人票などで企業アピールすることができます。中小企業でもマークの取得が増えてきています。本セミナーでは、1月改正を含めた改正点や実務対応のほか、認定マーク(くるみん・えるぼし)制度の説明・活用方法などを丁寧に解説します。

セミナー内容

- 10月改正の内容解説と対応(含む、1月改正のおさらい)
- 両立支援・女性活躍推進認定マーク(くるみん・えるぼし)の制度説明、取得方法、認定後の活用方法



【講師プロフィール】
小林 礼子(こばやし れいこ)
特定社会保険労務士、国家資格キャリアコンサルタント。地方銀行、飲食業本社勤務を経て、平成17年に社会保険労務士の資格取得。わかりやすい説明には定評がある。

日時

平成29年10月26日(木) 14:00~15:30(13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

15名(先着順締切)

参加費

無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、横島、宮尾)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

社会保険労務士 飯田橋事務所 検索

〔個人情報の取扱いについて〕
お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。